

第2章 計画に掲げる成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、第6期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

(1)第6期障害福祉計画の達成状況

項目	計画数値	実績	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	67人		平成17年10月1日の入所者
目標年度入所者数(B)	66人	71人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数(C)	5人	10人	令和元年度末からの施設入所から地域(グループホーム等含む)への移行見込み
	7.5%	14.9%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み(D)	1人	-4人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数(A-B)

(2)第7期障害福祉計画の目標

【国の目標値】			
○施設入所者の地域生活への移行:令和4年度末施設入所者数の6%以上			
○施設入所者数の削減:令和4年度末の5%以上削減(大阪府:1.7%以上削減)			
項目	計画数値	備考	
令和4年度末時点の入所者数(A)	71人		
目標年度入所者数(B)	69人	令和8年度末時点の入所者数の見込み	
【目標値】 地域生活移行人数(C)	5人	令和4年度末からの施設入所から地域(グループホーム等含む)への移行見込み	
	7.0%	移行割合(C/A)	
【目標値】 削減見込み(D)	2人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1)第6期障害福祉計画の達成状況

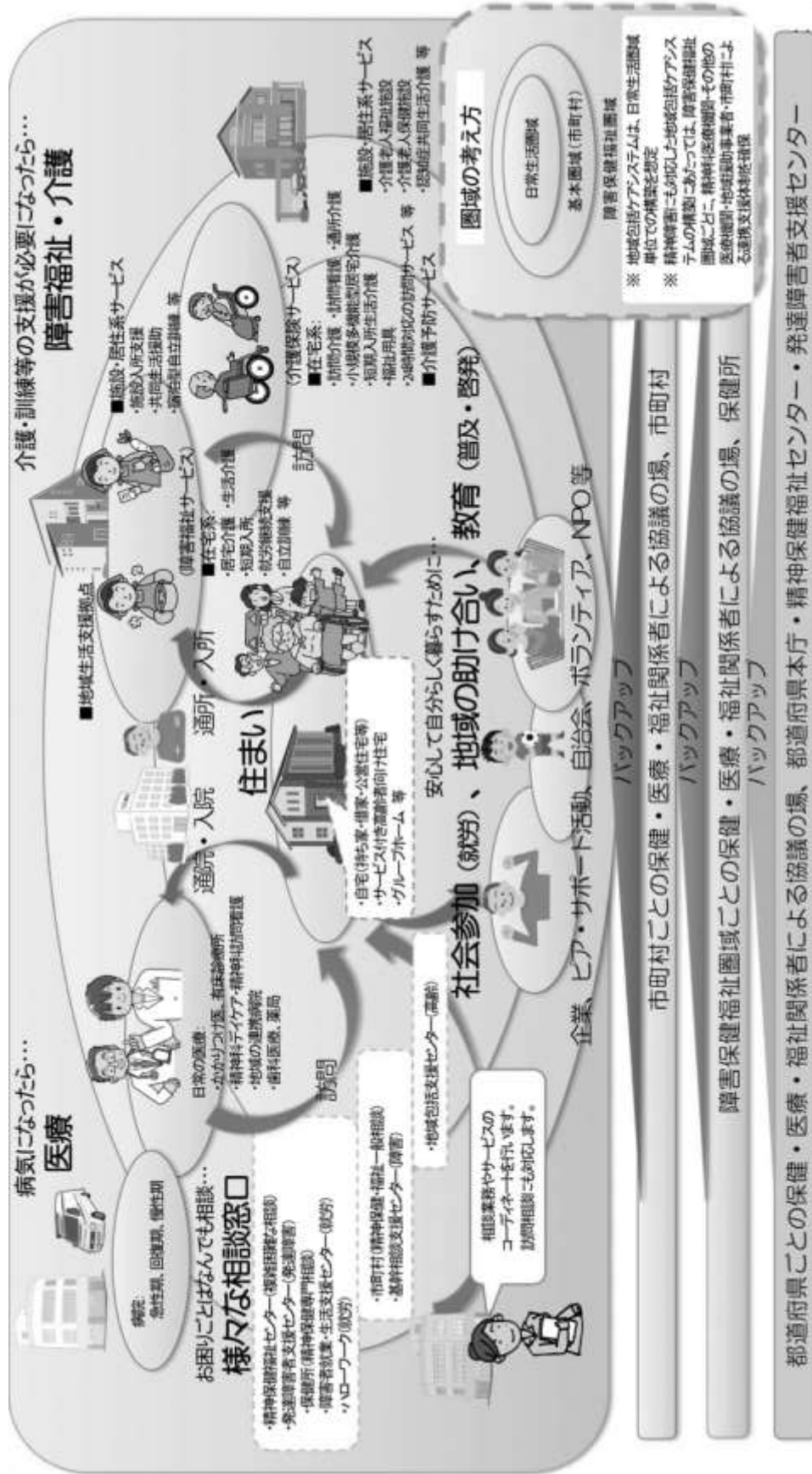
国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の令和5年度 末目標値	実績
令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること	国の基本指針と同じ	316日以上	316日以上
令和5年度末の精神病床1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する	国の基本指針に準ずるものの、65歳以上、65歳未満の区別は設けない	150人	149人
令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする	国の基本指針と同じ	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上

(2)第7期障害福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の 基準数値	松原市の令和8年度末 目標値
令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすること	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	326日以上
令和8年度末の精神病床1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する	国の基本指針に準ずるものの、65歳以上、65歳未満の区別は設けない	府の考え方と同じ	125人
令和8年度における早期退院率 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人/年)	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	精神障害者が安心して生活していくために保健、医療及び福祉関係者で連携体制の充実を図る		
	2回	2回	2回
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	59人	67人	75人
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障害のある人の自立訓練(生活訓練)	3人	3人	3人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)



資料:厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成 29 年 3 月 4 日)

3 地域生活支援拠点等の充実

(1)第6期障害福祉計画の達成状況

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の目標値	実績
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会にて地域生活支援拠点についての協議を行い、拠点整備を実施する。	松原市地域自立支援協議会にて地域生活支援拠点についての協議を行い、拠点整備を実施する。

(2)第7期障害福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会を活用し、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上地域生活支援拠点等の検証及び検討を実施する。
令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、以下の5つです。

- ◎地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談
- ◎一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ◎ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保
- ◎人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ◎サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけています。また、基幹相談支援センターを核とし、相談支援事業所、市内事業者との連携の下、障害者を地域で支える体制づくりを進めています。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数(人/年)	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数(回/年)	2回	2回	2回

【強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実】

強度行動障害者の支援体制の充実を図るために、強度行動障害者の実情や支援ニーズを把握して、支援体制の整備を行うことが必要となるため、実態調査を行い、大阪府強度行動障がい者地域連携モデル等を参考に取組を推進します。

なお、名簿作成対象者は障害福祉サービス等の利用につながない方を中心に把握するものとします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2回	2回	2回
対象者の把握による名簿作成(登録者数)	5人	15人	20人

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1)第6期障害福祉計画の達成状況

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の 基準数値	松原市の 令和5年度末 目標値	令和4年度の 実績
一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ($30 \times 1.27 = 38.1$)	40人	23人
就労移行支援における一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ($22 \times 1.30 = 28.6$)	31人	16人
就労継続支援A型における一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ($5 \times 1.26 = 6.3$)	7人	7人
就労継続支援B型における一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ($1 \times 1.23 = 1.23$)	2人	0人
一般就労移行者数のうち就労定着支援の利用者数:令和5年度において7割	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	7割	8割
就労定着支援事業所の職場定着率の増加:就労定着支援の職場定着率が8割以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	8割	10割
就労継続支援(B型)事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定	9,935円	9,953円	11,658円

(2)第7期障害福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の 基準数値	松原市の 令和8年度末 目標値
一般就労への移行者数:令和3 年度実績の1.28倍以上 そのうち 就労移行支援1.31倍以上 就労継続支援A型1.29倍以上 就労継続支援B型1.28倍以上	国の基本指針と同 じ	国の基本指針と同じ ($19 \times 1.28 = 24.3$) ($12 \times 1.31 = 15.7$) ($3 \times 1.29 = 3.8$) ($3 \times 1.28 = 3.8$)	一般就労への移行者数 25人 うち就労移行支援 17人 うち就労継続支援A型 4人 うち就労継続支援B型 4人
就労移行支援事業利用終了者 に占める一般就労へ移行した 者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以 上(大阪府:6割以上)	就労移行支援事業 利用終了者に占め る一般就労へ移行 した者の割合が5割 以上の事業所:就労 移行支援事業所の 6割以上	— (市内に事業所がない ため)	— (市内に事業所がない ため)
就労定着支援事業の利用者 数:令和3年度末実績の1.41 倍以上	国の基本指針と同 じ	($18 \times 1.41 = 25.3$)	26人
就労定着支援事業利用終了後 一定期間の就労定着率が7割 以上となる就労定着支援事業 所の割合:2割5分以上	国の基本指針に加 えて就労支援のネ ットワークを強化 し、雇用、福祉等 の関係機関が連携 した支援体制の構 築を推進するため 、協議会(就労支 援部会)等を設け て取組を進める。	府の考え方と同じ	国の基本指針に加 えて就労支援のネ ットワークを強化 し、雇用、福祉等 の関係機関が連携 した支援体制の構 築を推進するため 、協議会等で取 組を進める。
就労継続支援(B型)事業所に おける工賃の月額平均額	個々の事業所が設 定した目標工賃を 踏まえて大阪府が 目標値を設定する。	10,183円	11,708円

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1)第2期障害児福祉計画の達成状況

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和5年度末目標値	実績
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設	1施設
令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設	1施設
令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設	3施設
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	平成30年度に設置済み	平成30年度に設置済み
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1名	2名

(2)第3期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の 基準数値	松原市の令和8年度末 目標値
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設
令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	障害児通所支援事業所等とも連携し、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築する。
令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	4施設
令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を活性化する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会の障害児部会の場を活用し、協議の場を設ける。
令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを福祉関係、医療関係各1名以上配置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	福祉関係1名 医療関係1名

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)(人/年)(人/年)		6人	6人	6人
		0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数(人/年)		0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数(人/年)		5人	5人	5人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数(人/年)	医療関係	1人	1人	1人
	福祉関係	1人	1人	1人

6 相談支援体制の充実・強化等

(1)第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の実績

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市	実績
令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。	国の基本指針と同じ	基幹相談支援センターを市内に1か所設置済。相談支援事業所とも連携し、相談支援体制について充実・強化等をしていく。	基幹相談支援センターを市内に1か所設置済。相談支援事業所とも連携し、相談支援体制について充実・強化等をした。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件/年)	144件	144件	144件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)	12件	12件	12件
個別事例の支援内容の検証(回/年)	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	2人	2人	2人
松原市地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施(回/年)(社/年)	2回	2回	2回
	8社	8社	8社
松原市地域自立支援協議会の専門部会の設置(回/年)	3部会	3部会	3部会
	9回	9回	9回

【松原市の主な相談機関】

- ・生活支援センターれいんぼう
- ・まつばらピアセンター(松原市社会福祉協議会)
- ・生活支援センターそうそう
- ・地域生活サポートセンターいこな
- ・相談支援センターふたば
- ・地域支援センターばんびーの

(2)第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市	松原市の 令和8年度末目標値
令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置	国の基本指針と同じ	1か所設置済	1か所設置済
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域課題を抽出し、解決策について検討する。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域課題を抽出し、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所との連携強化に努める。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1)第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の実績

国の基本指針	大阪府の 考え方	松原市の 基準数値	松原市の 令和5年度末 目標値	実績
令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	研修参加や審査支払システム等による審査結果の体制構築	毎年5人以上は研修に参加し、また毎月の審査結果におけるチェック機能を強化した。

(2)第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の 考え方	松原市の 基準数値	松原市の 令和8年度末目標値
令和8年度までに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保する取組等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	請求審査ソフトを活用し、チェック機能の強化を図る。また、事業所の指定、管理部門と協力・連携し、適正な指導監査等を実施する。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有の有無及びその実施回数	2回	2回	2回

8 松原市子ども・子育て支援事業計画との連携

「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握やその提供体制の整備について、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら、利用量を見込み、その提供体制の整備に努めます。

事業種別		計画値(提供量)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園及び幼稚園		1,058人	1,041人	1,008人
認定こども園及び保育所	0歳	199人	199人	199人
	1～2歳	721人	721人	721人
	3～5歳	1,245人	1,238人	1,212人
	合計	2,165人 (うち障害児90人)	2,158人 (うち障害児90人)	2,132人 (うち障害児90人)
時間外保育事業		1,157人	1,143人	1,118人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		893人	873人	863人
子育て短期支援事業		41人	41人	41人
地域子育て支援拠点事業		37,000組	37,000組	37,000組
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))		48,686人	47,939人	46,489人
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		4,116人	3,949人	3,774人
病児病後児保育事業		4,786人	4,729人	4,628人
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)		444人	434人	432人
利用者支援事業		2か所	2か所	2か所
乳児家庭全戸訪問事業		694人	675人	653人
養育支援家庭訪問事業		400回	400回	400回
妊婦健康診査		10,108件	9,828件	9,506件